

記者発表（資料配布）				
月／日 (曜日)	担当課 係 名	電 話 (内 線)	発表者名 (担当係長名)	配布機関
3／1 (月)	中播磨県民センター 県民交流室 産業観光課	(079) 281-9034	交流観光参事 永園郁美 (班長 平田由佳子)	中播磨定例記者懇談会 メンバー

## 「思わず行きたくなる中はりま」宿泊補助事業（旅行事業者向け）実施について

### 1 趣 旨

中播磨地域（姫路市・市川町・福崎町・神河町）での宿泊を伴う来訪者の増加、中播磨観光施設の周遊及び滞在時間の延長を促すため、中播磨を巡り、中播磨で宿泊を伴うツアーを催行した旅行事業者に対して補助を行います。

### 2 概 要

#### (1) 補助の条件

- ・旅行業の登録を受けており、事業の趣旨に賛同してツアーを企画する旅行事業者であること。
- ・中播磨での宿泊を伴うツアーであること。（宿泊施設は中播磨地域内において旅館業法の許可を受けて「旅館・ホテル営業」を行っている施設であること）
- ・中播磨の対象施設（別紙）または昼食場所を2か所以上含むこと。（姫路市、神崎郡より各1か所ずつ）※神崎郡で宿泊の場合は対象施設の訪問は不要。
- ・旅行出発日から起算して1か月前までに申請すること。
- ・団体旅行の宿泊者全員が対象施設を訪問すること。
- ・旅程表に『兵庫県中播磨県民センター「思わず行きたくなる中はりま」宿泊補助事業』である事を明記すること。

※兵庫県の他の宿泊補助等を受けた旅行、宗教活動・政治活動の一環の旅行は対象外です。

#### (2) 受付期間

第1期：令和3年3月1日～令和3年9月30日

第2期：令和3年10月1日～令和4年2月28日

※本事業は令和3年3月下旬頃の令和3年度予算の成立を前提とします。予算が成立しない場合は対象期間内であっても対象外となります。

※ただし、予算額に達した時点で申込受付を終了いたします。

#### (3) 補助対象宿泊日：令和3年4月1日～令和4年3月30日

#### (4) 補助金額：参加者1人あたり2,000円（各期につき1営業所あたり上限200,000円） なお、詳細につきましては、中播磨県民センターのホームページをご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/chk12/r3hojyokin.html>

### 3 担当者 中播磨県民センター県民交流室 産業観光課 平田、東山 電話 (079) 281-9034